東北文化学園大学及び専門学校の学生の教育機会の確保に関する件

学校法人東北文化学園大学の一連の不正行為により，同大学及び東北文化学園専門学校で学ぶ学生は，その教育機会をも奪われかねない状況に置かれています。

法人の不正行為は，学問に携わる者として，あってはならないことであり，その責任が厳しく問われるべきは当然であります。引き続き問題の究明が必要です。

民事再生手続き開始の申し立てが行われた今，なによりも求められることは，大学と専門学校に学ぶ，５，０００人を超える学生の教育機会を十分に確保しながらその再生を図ることであります。

その責任は，第一には法人が負うべきではありますが，地域社会に与える影響の大きさに鑑み，関係する諸機関や諸団体が一致して対処することが重要です。

よって，国，県及び仙台市におかれては，それぞれの役割を果たすべく，特段の努力をなされるよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づいて，意見書を提出します。

平成１６年6月２２日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
宮城県知事
仙台市長　　様

仙台市議会議長　　鈴　木　繁　雄